

## 一宮町地域公共交通活性化協議会規約（案）

### （目的）

第1条 一宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

### （事務所）

第2条 協議会は、事務所を千葉県長生郡一宮町一宮2457番地に置く。

### （業務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

### （役員）

第5条 会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### （協議会の委員）

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから充てる。

- (1) 一宮町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 長生地域整備センター所長又はその指名する者

- (5) 町民代表者
- (6) 町内関係団体代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (9) 茂原警察署長又はその指名する者
- (10) 町長が指名する町職員

2 前項第5号の委員は、公募によるものとし、公募方法・人数は別に定める。  
(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、一宮町役場内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局に関し必要な事項は、規程に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、一宮町からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(監査)

第12条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、規程に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮町条例第2号）の例による。

（協議会が解散した場合の措置）

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（委任）

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成21年2月13日から施行する。